

2021年8月12日

各 位

会社名 株式会社 キャンバス
代表者名 代表取締役社長 河邊 拓己
(コード番号：4575 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者 加登住 眞
IR@canbas.co.jp

**第13回新株予約権（有償ストック・オプション）にかかる行使指示の発出
及び当社取締役による行使実行のおしらせ**

当社はこのたび、2018年2月15日に当社取締役7名に割当て発行した第13回新株予約権（有償ストック・オプション）について、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が同新株予約権発行要項に定める行使指示発出条件に該当したことから、当社取締役7名に対しそれぞれ保有する同新株予約権の一部について行使指示を発出しました。

本日まで、当社取締役7名全員が当該指示に基づき新株予約権を行使し、このための払込を完了いたしましたので、お知らせします。

1. 行使指示の経緯及び内容

第13回新株予約権は、行使期間（10年間）を通じて株価が行使価額の60%を下回った場合には当社の指示（ただし、会社にとって合理的でないと判断した場合等には当社は必ずしも直ちに全量の権利行使を指示しなくてもよい）に沿って行使期間終期までに権利行使をしなければならないように設計されています。

第13回新株予約権発行要項 第3項「新株予約権の内容」(6)新株予約権の行使の条件①（抜粋）

割当日から行使期間の終期までの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。ただし、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の終期までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。

この設計により当社取締役が株価下落に対して一定の責任を負うことで、当社取締役には中長期的（最大で行使期間終期である2028年3月1日まで）な株価維持に向けた動機付けがなされます。この動機付けは、当社の既存株主の皆様の利益と一致し、当社の企業価値・株主価値の維持と向上に資するものと認識しています。

今回の行使指示に基づく1株当たり行使価額は、当初設定行使価額（同新株予約権要項に基づく行使価額調整後）628円の60%にあたる377円です。

なお、当社取締役会の判断に基づき、今回の行使指示は全量ではありません。

各取締役に対する行使指示数などについては非開示といたします。

この行使により当社取締役が直近の時価を上回る行使価額で当社株式を取得することは、中長期的な当社企業価値向上に向けた当社経営陣の決意の表明であると位置づけています。

2. 今後の見通し、その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

上記の行使指示の発出及びこれに基づく新株予約権行使による当社業績への影響はありません。

以上